

公開講演会記録

「日本人」の証明とは何なのか

―戸籍なき「国民」を考える―

早稲田大学台湾研究所非常勤次席研究員 遠藤正敬



はじめに

戸籍は「日本人」の公式な証明とされている。しからば、戸籍によって証明されるのは「日本人」の血統なのだろうか。それとも戸籍に記載された者がすなわち「日本人」なのだろうか。そうであるならば、戸籍を持たない者、失った者、つまり「無戸籍者」は「日本人」ではないということになるのか。

実際、戸籍が日本国籍の証明であるということの現実的意味は、国家の裁量によって左右されてきた。とりわけ戦争や領土の変更が絡む時、個人の法的地位はその意思を越えて変動することがある。その過程には常に戸籍が重要な意味をもっていた。

本稿では、2017年5月に上梓した拙著『戸籍と無戸籍―「日本人」の輪郭』の梗概に即して、戸籍が「日本人」の創出及び認定にいかなる役割を果たしてきたのか、戦後の中国帰国者の戸籍喪失をめぐる事例を含め、無戸籍の「日本人」とは一体、何であるのかを検討し、戸籍のもつ歴史的意味を問い直してみたい。

1、戸籍とは何か―日本独自の制度

国家は統治上、個人の身分登録を必要とするものである。その目的は、個人の識別、家族関係の確認、権利の保障、治安の確保などである。

戸籍はそうした国家による身分登録の一種である。「日本国民」の出生、死亡、婚姻、離婚などについて、「戸」を単位と

して登録するところに戸籍の特徴がある。

日本の戸籍制度は世界でも唯一無二であるといえる。中国における現在の「戸籍」は、正確には「戸口登記」といい、実質的には居住登録である。台湾にも中華民国時代から続く戸籍法があるが、現行法では「世帯」を単位とする形式である。韓国は、かつて日本に近い内容をもつ戸籍法が存在したが、2008年に廃止された。

一方、西洋の身分登録制度は、基本的に個人単位である。これは、中世においてキリスト教会が信徒を個人ごとに登録していた教会簿の名残りである。米国では、全国統一の身分登録法はない。総じて欧米では、出生登録、婚姻登録といったように事件別に登録して管理する方式

である。

日本の戸籍は、単なる身分登録にとどまらない特色をもっている。

すなわち、A.「家」の登録 B.「日本人」の登録 C.「臣民」の登録という三つの特色である。以下、それぞれについて明らかにしたい。

2、近代以前の戸籍制度の変遷

①古代日本における戸籍

古代国家において戸籍の役割は、現在とは異なるものであった。徴兵、徴税、課役のため人民を資源として把握する目的から国家は戸籍を作成した。また、浮浪人の取締りなど警察的な目的もあわせ持っていた。

戸籍は中国（唐）で発祥し、やがて朝鮮、日本にも伝播したと考えられている。「正史」とされる『日本書紀』（720年）には、崇神帝元年（3C後半?）に、人民の戸籍をつくり、調役を課したとの記述があるし、允恭帝4年（5C?）には、豪族たちの氏姓を正すために「盟神探湯」（熱湯に手を入れさせて火傷を負えば有罪とする神明裁判）をしたとの記述がある。だが、これらの記述の真偽のほどは不明である。

7世紀後半、日本で律令国家が建設さ

れていくなかで、朝廷は全国統一の戸籍を編製した。それが、670年の庚午年籍であり、690年の庚寅年籍である。豪族以外の「臣民」を「良民」「賤民」とに区別し、天皇から授与された「氏」「姓」を記録した。班田収授法の実施において、人民に租税や労役を課するための記録台帳として利用されたが、8世紀に有力貴族や寺社による土地の私有化が進み、公地公民の原則が崩れていった。このため、土地との結びつきを失った戸籍も形骸化し、平安後期から統一戸籍は編製されなくなっていった。

②近世封建社会の戸籍―定住社会の理想

戸籍が国家の制度として息を吹き返すのは、徳川幕府による封建時代である。戦国の乱世を収めた16世紀後半の豊臣政権では、兵農分離政策が行われ、武士優位の身分秩序に基づく封建社会の基盤が築かれた。

この後を受けた徳川幕府は「宗門人別改」を実施した。寺請制度―民衆はみな一つの寺の信徒になり、檀那寺からキリスト教徒でない証明「寺請証文」を受けると寺請制度↓「宗門人別改帳」は「人別帳」に一本化されていった。

この人別帳が江戸時代の「戸籍」に相当するものである。人別帳は、家屋ごと

に居住者について、名前、性別、年齢、出生地、戸主との身分関係（女房、下女等）、職業などを記録した人口台帳である。ただし、人口統計としては不完全であった。第一に、武士や公家や僧侶は登録から除外されていた。武士はその代わりに各藩で作成される「分限帳」に登録されていた。第二に、商人、芸能民、宗教者など移動を日常とする非定住者は登録漏れとならざるを得なかった。寺院が幕府の戸籍政策の出先機関となったことで、仏教勢力の政治的延命につながったといえる。

封建社会のアウトローとして語られるのが、「無宿」である。「無宿」は人別帳に載らない者であり、今でいえば「無戸籍者」ということになる。家長などによって勘当となった者は「帳外れ」（人別帳からの抹消）となり、一切の縁を切られ、「無宿」として社会から疎外され、幕府権力から「厄介者」として駆逐や膺懲の対象となった。

3、近代日本の戸籍―「日本人」の登録へ

①壬申戸籍の誕生―「臣民簿」としての戸籍

幕末の動乱の時代、脱藩・脱籍者が続

出し、戸籍は瓦解に陥っていた。だが、明治期になって戸籍は「臣民簿」という精神的価値が付され、生まれ変わった。

明治維新を迎えた日本は、「王政復古」としての近代国家建設に歩を進めた。『古事記』および『日本書紀』（『記紀』）に基づく建国神話によって天皇を神格化するものであった。

1871年4月に太政官布告第170号が公布され、「全国総体ノ戸籍法」（同布告前文）として壬申戸籍の制定が告諭された。その前文には、「戸籍人員ヲ詳ニシテ撰ナラサシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ」、「其籍ヲ逃レテ其数ニ漏ルモノハ其保護ヲ受ケザル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ」と述べられていた。すなわち、戸籍の編製は政治の最も重要な事業であり、人は戸籍に登録されて初めて「国民」として国家に保護される、というものである。

そして、第1則には「臣民一般」（華族・士族・僧侶・平民まで）を「其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ漏スナキヲ旨トス」と規定された。日本に居住する者を身分に関わらず、すべて天皇の「臣民」として登録するものであり、これぞ法的意味での「元祖日本人」を規定したものであった。鎖国以来、日本領土の住民

血統的「日本人」、というナショナリティの意識（信仰？）が定着していたことも反映していよう。

そして、戸籍を通して「一君万民」の国家像が表象されるものとなった。つまり戸籍に登録された者はすべて天皇の「臣民」として統合される、日本の近代国民国家としての出発であった。

全国統一戸籍が成立し、戸籍に載らない者＝定住しない者＝「臣民」として帰服しない者＝「まつろわぬ者」という図式が生まれていった。日雇い労働者、行商人、水上生活者、遊芸人、山伏、サンカといった戸籍に登録されず、国家の谷間を生きる非定住者も少なくなかった。

②戸籍による「差別」の再生産―国籍の内側に引かれる境界線

戸籍は「国民登録」とはいうものの、そこには両義性が見出せる。すなわち、「日本人」としての包摂という建前と、「日本人」内部での序列化・差別という本音とが併存している。

明治政府は「御一新」のスローガンとして「四民平等」を掲げた。その実践として、1870年にそれまで禁じられていた庶民の苗字使用が許可され、1875年に苗字は義務となった。だが、戸籍上は「華族」「士族」「平民」という封建

時代の身分に基づく「族称」が記載された。被差別部落出身者は「新平民」「元穢多」などと記載されることがあり、差別は厳然として残った。

さらに、北海道は1871年に、沖縄は1880年にそれぞれ壬申戸籍が施行され、「異民族」のアイヌ、琉球人も「日本人（内地人）」に編入された。だが、形式上は「臣民」として水平化されたかにみえて、アイヌは戸籍上に「旧土人」と表記されたりもした。

その他にも、婚外子は「私生子」「庶子」が法律用語であったため戸籍にも続柄欄にそれらが記載されたし、「棄児」「前科」「療養所・刑務所での出生」などといった情報も記載された（表1）。その上、戸籍は1976年まで公開が原則で、誰でも閲覧可能であったため、社会に差別を再生産していった。

③家と戸籍―明治国家がつくった家制度

古来からの「いえ」というのは、同じ住居に暮らし、同じ家業を営み、家産を共有する集団であった。「いえ」すなわち「いえ」の「へ」は「へっつい」すなわち「かまど」の意味である。つまり「いえ」は、炊事を共にする生活共同体ということである。

制度としての「家」はまた異なる。明

表1. 戸籍謄抄本の記載が廃止された主なプライバシー事項

事 項		廃止の根拠
族 称	平民	1938年6月29日民事甲第764号司法省民事局長回答
	華族・士族	1947年4月16日民事甲第317号司法省民事局長通達
「私生子」「庶子」の文字		1942年2月18日民事甲第90号司法省民事局長通牒
「棄児」の文字		1928年9月22日民事第10395号司法省民事局長回答
公設または私設の療養所または病院において出生または死亡した場合の病院等の名称		1941年6月5日民事甲第547号司法省民事局長通牒 同 年7月22日民事甲第708号司法省民事局長回答
刑務所において出生または死亡した場合の刑務所の名称、届出人または報告者の官職名		1926年11月26日民事第8120号司法省民事局長通牒
犯罪に関する事項		1963年8月8・9日岐阜県連合会戸籍事務戸籍協議会決議

治政府が国家の基本単位として重視した「家」は、1898年7月に施行された明治民法、そして戸籍法によって創出されたものである。この「家」とは、戸主の支配下にある親族集団である。

明治民法の第732条に「戸主ノ親族

ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」(傍点、筆者)とあるが、民法上という「家」とは「戸籍」と同じ意味である。同居しているか否かは問わない、戸籍上の「家族」である。第733条第1項「子ハ父ノ家ニ入ル」、第788条「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(傍点、筆者)とあるのも「家」「戸籍」と考えてよい。戸籍は観念的な「家の登録」として再定義されたのである。

加えて、第746条に「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と規定され、個人の苗字は家名としての「氏」へと統一された。かくして、一つの「氏」をもち、一つの「家」に属する「一家一氏」が「日本臣民」の本分とされるに至った。

④家族国家の思想―戸籍が支える「国体」
近代日本の国家観は独特の「家族国家思想」に支えられていた。穂積八束などが代表的なイデオログであった。それによれば、国は家の延長であり、国の縮図が家である。国の「家長」としての天皇は、「赤子」としての「臣民」との間に疑似的な親子関係が育まれる。皇室―臣民の関係を宗家―分家の関係に見立てるアナロジーによって家の思想と天皇崇拜が接合された「国体」のイデオロギーが成立し、学校教育において普及されて

いった。

とりわけ祖霊崇拜の信仰が国民教化のために政治的に利用された。天皇の正統性が「万世一系」つまり天照大神をはじめとする祖神との連続性にある、とした1890年の教育勅語はその典型である。この皇統になぞらえ、先祖との連続性―祖孫一体が守るべき家の価値として強調されることで、「家の系譜」となる戸籍が重要となるのである。

こうした家族国家思想が教化された背景として、明治20年代から日本は工業化・都市化の進行により、農村から都市への出稼ぎが増加し、資本主義社会へと向かいつつあった。そこで発生する家族の分離。故郷の喪失。都会の疎外感とともに、退廃的な個人主義が社会に蔓延していく懸念が支配層にあったのだろう。そこで、日本人の国家意識を醸成するため、家を基軸とした国民の再統合を推し進めようとしたのである。

⑤戸籍が左右する国籍―「純血主義」のフィクション

家(戸籍)は日本人でなければ属し得ない空間である。

1898年に施行された明治31年戸籍法は、重大な原則を明文化した。戸籍の「純血主義」である。すなわち、第17

0条第2項には「日本ノ国籍ヲ有セザル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ズ」と規定された。「日本人」でなければ、本籍をもつことができない、というわけである。

そして1899年に公布施行された国籍法は、父系血統主義が原則であったが、家の原理に規律される内容であった。日本人との婚姻、養子縁組、入夫婚姻などにより日本の家に入った外国人はその意思にかかわらず、日本国籍となった。まさしく戸籍上の「血統」は擬制化されるのであるが、戸籍に記載されるのは「日本人」のみであるという原理は動かない。かくして、「戸籍」＝「国籍」＝「国民」の公式が成立し、戸籍への登録は「皇国臣民」としての統合に帰するものとなった。

1945年8月の日本の敗戦が「民主化」をもたらし、家制度は廃止された。それを明文化したのは、日本国憲法の第24条第1項である。家の思想と一体化していた教育勅語も失効とされた。

しかるに、家制度の核心であった戸籍制度は生き残った。1948年に施行された新戸籍法（1947年法律第224号）では、戸籍は三代戸籍から「夫婦と非婚の子」を単位とする形式に改められた。だが、「氏」を軸にしてひとつの戸籍が編製される点（夫婦同氏）や出生届

に「嫡出」「非嫡出」を記載させる点は変わらず、家制度の残滓は明らかであった。前者について憲法学者の宮澤俊義が「国破れて氏あり」と述べたことは知られている。

4、戸籍なき「日本人」とは「無戸籍」という意味

「無戸籍」と聞いてこれを「無国籍」と混同する人が多いようである。

戸籍はあくまで「日本国籍をもつ者」の証明である。「無戸籍者」とは、「日本人」と推定される者（親が日本人）で戸籍に記載されていない者を指す。したがって、無戸籍イコール無国籍ではない。だが、前述のように、「日本人」としての血統を証明する戸籍を国籍と同一視する傾向が日本では多々みられるのである。

①無戸籍者が生まれる原因

無戸籍とはいかなる状態を指すのか。概して、以下の四通りに分類できる。

A、記載されるべき戸籍に記載されていない。

B、もともと記載されるべき戸籍がない。

C、はじめは戸籍に記載されていたが、戸籍から抹消された。

D、記載されていた戸籍が焼失または紛失などの形で消失した。

まずAは、無戸籍が生まれる最も一般的なパターンである。具体的には、出生届の未提出が大半である。とりわけ現行民法第772条の「300日」規定に起因したケースは知られているよう。また、前述のように戸籍法第49条にある、出生届における「嫡出」「非嫡出」の記載義務に抵抗を覚えてそこを記載せず、出生届が不受理になったケースもある。

Bは、親が無戸籍で子が生まれた場合である。親が自らが無戸籍であることを知らないこともあり、戦前は親が戸籍の存在すら知らない事例もみられた。

Cは、民法に基づく失踪宣告（7年間所在不明の者が対象）や、誤った死亡報告（1914年戸籍法から創設）によって戸籍が抹消されたケースがある。後者については、現行戸籍法第89条に「水難、火災その他、事変によって死亡した者がある場合」（傍点、筆者）取調をした官庁又は公署が死亡報告をする義務があると定められている。これが戦災で生死不明の者にも適用され、生存していたにもかかわらず、死亡とみなされて戸籍を抹消された人は少なくない。フィリピンで戦後29年間潜伏していた小野田寛郎は2度「死亡」と扱われ、生存が確認されると戸籍訂正により戸籍が回復されるという

事態が2度あった。

Dは、震災、震災等により戸籍が焼失したケースである。これは関東大震災、東京大空襲、沖縄戦などでみられ、沖縄では県内の戸籍が全滅し、一気に大量の無戸籍者が生まれた。

行政側の過失が原因の場合もある。役所での紛失（誤って破棄すること）、劣化した戸籍の破損などである。

②無戸籍者が戸籍をつくる方法―出生届提出または就籍

無戸籍者が裁判所（現行戸籍法では家庭裁判所）の審判を経て戸籍を創設する手続きを「就籍」という。

就籍を申請できるのは、「日本人」として推定されながら戸籍に記載されていない者に限られ、外国人は対象外である。したがって、就籍許可審判においては、自分が「日本人」の子である事実を立証しなくてはならない。これは、自分の出自を知る肉親がいらない場合は高いハードルとなる。

表2のように、1950年代半ばに就籍の申請および許可に関する件数が激増している。これは、旧植民地からの引揚げ者に絡んだ数字である。1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効を受けて樺太が正式に日本領土を離れた

ため、樺太にあった日本人の本籍は消滅したことで、無戸籍となった樺太引揚者が一斉に内地での就籍を求めた結果であった。

就籍と対照的なのが、「棄児」の扱いである。日本で生まれた（発見された）「棄児」と認定されれば、血統を問わず戸籍が創設される（現行戸籍法第57条）。子が無国籍となるのを防止するための例外的な、地縁に基づく国籍付与である。終戦後は目の青い子や肌の黒い子が「棄児」とされ、日本国籍となる「人道的措置」が数多く行われた。

また、昔からあるのが「幽霊戸籍」の問題である。「江戸時代生まれ」など客観的にみて死亡している蓋然性が高い「高齢者」が、家族が死亡届を出さなかったため戸籍上「生存」しているケースである。2010年8月には、長崎県で

表2. 年度別就籍事件件数（1948～2015）

年度	届出件数(新受)	許可件数	年度	届出件数(新受)	許可件数	年度	届出件数(新受)	許可件数
1948	676	498	1971	582	414	1994	179	158
1949	623	532	1972	638	402	1995	195	121
1950	621	505	1973	506	330	1996	183	121
1951	621	538	1974	470	299	1997	181	134
1952	10,007	8,348	1975	415	313	1998	202	150
1953	15,996	15,384	1976	333	211	1999	238	137
1954	11,105	11,134	1977	326	229	2000	555	188
1955	7,456	7,315	1978	276	188	2001	330	198
1956	6,097	5,865	1979	246	170	2002	657	165
1957	9,753	8,978	1980	252	171	2003	314	145
1958	5,035	5,135	1981	193	136	2004	224	164
1959	3,924	3,392	1982	207	106	2005	287	153
1960	2,913	2,628	1983	201	115	2006	212	173
1961	1,480	1,257	1984	259	142	2007	152	170
1962	1,343	1,081	1985	272	145	2008	120	181
1963	1,214	919	1986	313	186	2009	161	178
1964	1,044	763	1987	352	273	2010	179	202
1965	1,005	701	1988	338	264	2011	186	116
1966	919	702	1989	272	235	2012	190	105
1967	828	597	1990	292	213	2013	209	137
1968	776	566	1991	256	206	2014	156	110
1969	756	513	1992	197	161	2015	160	94
1970	725	461	1993	225	154			

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報 家事編』より作成。

「200歳」（日本史上最高齢！）の男性が戸籍上「生存」していたという事件があった。こうした事態に対し、法務省は2010年に通知を出し、所在がつかめない120歳以上の「高齢者」については市区町村長が職権で戸籍から削除して

よいものとした。

生きている者が記載されず、死んだ者が記載されるという、戸籍のもつこうした不条理をなめれば、そこに国民管理装置としての矛盾をたやすく見出せるであらう。

5、国家に戸籍を奪われた「日本人」

―「中国帰国者」の苦難

1932年に日本が打ち立てた「満洲国」は、いわずと知れた戦前日本の最大の移民受け入れ先となった。国策によって移住した開拓民は、1945年8月9日のソ連軍侵攻を受け、阿鼻叫喚の地獄をみた。戦禍の中で親と死別し、または家族と生き別れになった幼な子は、現地の中国人に養育されたりした。混乱のなかで出生届が出されなかった子もあった。

日中国交正常化しない状況で帰国できぬまま時間が経過した。1959年に日本政府は中国で生死不明の元開拓民の調査を終結し、「未帰還者に関する特別措置法」（1959年法律第7号）を制定した。同法に基づき、未帰還者を厚生大臣が「死亡者」とみなして家庭裁判所に宣告を申し立て、戸籍を抹消する「戦時死亡宣告制度」が導入された。この措置によって約1万4000人が戸籍から除

籍された。

戸籍を喪失した元開拓民は、1972年の日中国交正常化以降、肉親捜しのために一時帰国し、自らが「日本人」であることの承認を祖国に求めた。

帰国者が戸籍の回復を求める方法は幾通りかあった。第一に、戦時死亡宣告による除籍の場合、家庭裁判所に宣告取消しを申し立て、戸籍訂正の許可を得ることとで戸籍を回復できた。第二に、誤った死亡届による除籍の場合、家庭裁判所に戸籍訂正許可を申し立て、戸籍を回復できた。身元不明などの理由でこれらの申立てが却下された場合、残されたのは就籍によってまた戸籍を創設するという道であった。今日までに約1250人の中国帰国者が就籍が許可されて戸籍を創設し、日本国籍を回復している。

だが、いずれの方法をとるにしても、肉親との離別から相当の年月が経過しているため、出生証明書や関係者の供述など資料を揃えて自分が「日本人」であることを立証するのは苦難を強いられた。

「日本人」としての血統が確認されたとしても、すでに中国国籍を取得している者は戸籍回復や就籍は認められなかった。日本の旧国籍法（1950年まで施行）は家族国籍同一主義を採り、外国人

の妻や養子になった者、外国人の父から認知された者は日本国籍を失うと規定していた。また、中華民国国籍法（1949年まで施行）も、外国人で中国人の妻や養子となったり、中国人の父から認知された者は中華民国国籍を取得すると規定していた。これらの二法が施行されていた時期に中国人の妻となったり、中国人に認知された日本人はいずれも日本国籍を喪失して中国国籍を取得したものとなるため、いったん戸籍が回復された場合でも日本国籍喪失を理由に戸籍を消除すべきものとされた。

第二次世界大戦中、フィリピンで日本人を父として生まれ、戦後もフィリピンで生きてきた「フィリピン残留日本人二世」においても日本国籍の確認を求める問題が生じている。

戸籍の有無によって、「日本人」としての人生の明暗が分かれる。まさに血統上の「日本人」と、国籍上の「日本人」とは決して一致するわけではないということである。

6、戸籍がないことは不幸か？

―無戸籍では「日本人」として生きられない？

戸籍がないことは「不幸」なのか？

無戸籍によって何が生活上の支障になるのか。結論をいえば、法制度上の不利益よりも、社会の同調圧力が無戸籍者に精神的苦痛を生むのである。

現在も、「日本人」なら戸籍があるのは当たり前」という共同意識が日本社会に根づいている。だが、戸籍の存在意義は何か？と問われたら、大抵の人は答えに窮するのではないか。

無戸籍者をめぐる報道をみても、「戸籍がないと〇〇ができない」という記述が目立つ。戸籍がなければ、参政権や旅券発給など「国民」としての権利やサービスが保障されず、就学や婚姻も出来ない、といった具合である。

実際の法制度を調べてみれば、それらのほとんどは誤解であることがわかる。

例えば、参政権であるが、選挙権は戸籍ではなく一定の住所が行使の要件である。被選挙権は公職選挙法に国籍条項があるため、立候補の際に「日本国民」の証明として戸籍提出が必要とされている。旅券、住民票は、現在、無戸籍でも条件つき（民法第772条に絡んだもの）で交付する旨の行政指導がなされている。

婚姻、養子縁組も、無戸籍でも可能である（ただし、戸籍筆頭者になろうとする者が無戸籍である場合は就籍の必要が

ある）。就学は、戸籍・住民票の有無に関わらず、住所がある市区町村でできる。

何より重要なのは、生まれた子が出生登録を受ける権利が保障されることである。だが、戸籍法の出生届は、「非嫡出」の記載義務や民法第772条問題など、積極的な届出を妨げる要素が多く、平等に出生登録を受けられるような環境を阻んでいる。

個人の多様な生活実態との矛盾を抱えている戸籍。だが、大抵の国民は多少の違和感を覚えても、戸籍法に服従すれば、その見返りとして「正しき「国民」」としての安心感を得る。かくして戸籍は現実的な国民管理機能がほとんど希薄になりながらも、「日本人」の精神をつかさどる装置として生きながらえている。

おわりに

戸籍は「日本人」を個人としてではなく、あくまで「家の一員」として登録するものである。だが、戸籍は「日本人」の証明として個人を統合しつつ、出自の詳細を記載することで「日本人」の中に序列や差別を再生産してきた。それでも、家族国家思想を支える道徳律としての役割を託されることで、戸籍は「正しき日本人」の規範となり、人々への同調圧力

を生み出してきた。

そして戦争は人の不規則な移動を促し、戦禍の混乱の中で数多の家族関係を動揺させ、または破壊した。それが戸籍法の規定と絡み合っって個人の国籍を左右してきた。血統上の「日本人」であっても必ずしも戸籍上の「日本人」となるわけではない。戸籍に記載されるのは「紙の上の「日本人」」にすぎないのである。

（2017年10月12日・公開フォーラム）

筆者略歴（えんどう まさたか）

1972年生まれ。早稲田大学大学院政治学研究科博士課程修了。博士（政治学）。専攻は政治学、日本政治史。早稲田大学台湾研究所非常勤次席研究員。早稲田大学、宇都宮大学、大阪国際大学等で非常勤講師。

主な著書に『戸籍と無戸籍―「日本人」の輪郭』（人文書院、2017）、『戸籍と国籍の近現代史―民族・血統・日本人』（明石書店、2013）、『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍―満洲・朝鮮・台湾』（明石書店、2010）など。